

# 第3期 宮崎県医療費適正化計画の概要

## 計画策定の趣旨

我が国は、誰もが安心して医療を受けられるという「国民皆保険制度」の下で、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を実現してきた。

しかし、平成37年度にいわゆる「団塊の世代」が全て75歳以上となる超高齢社会を迎え、急速な少子高齢化の進展等により医療を取り巻く様々な環境に変化が生じている。

高齢化の進展により、医療費の更なる増加が見込まれる中、国民皆保険制度の堅持と医療の確保は県民の健康と生命を守る上で極めて重要であり、引き続き医療費の適正化に向けた取組を着実に推進していく必要があることから、平成29年度末に満了を迎える現計画を改定する。

【策定根拠】 高齢者の医療の確保に関する法律 第9条

【計画期間】 平成30年度から平成35年度までの6年間

## 第1章 計画の位置づけ

### ○ 計画の基本理念

- ① 県民の生活の質の維持及び向上を図るものであること。
  - ・ 今後の県民の健康と医療の在り方を展望し、良質かつ適切な医療の効率的な提供により、県民の生活の質の維持向上を目指すものとします。
- ② 超高齢社会の到来に対応するものであること。
  - ・ 医療費適正化のための具体的な取組の結果として、一人当たり医療費の伸び率を抑制し、中長期的にわたり高齢者の医療費の過度の伸びを徐々に抑制するものとします。
- ③ 目標及び施策の達成状況等の評価を適切に行うものであること。
  - ・ 目標及び施策の達成状況等について、進捗状況を公表するとともに次期計画に反映させます。

### ○ 計画の策定の手続き及び公表

- ① 計画策定のための体制の整備
  - ・ 関係者の意見を反映させる場の設置
  - ・ 市町村及び保険者等との連携
- ② 他の計画との調和
  - ・ 「県民の健康の保持の推進」については、「健康みやざき行動計画21」と、「医療の効率的な提供の推進」については、「県医療計画」及び「県高齢者保健福祉計画」と、さらには平成30年度からは県が国民健康保険の財政運営の責任主体になることから「宮崎県国民健康保険運営方針」との調和を図ります。

## 第2章 医療に要する費用等の状況

### ○ 高齢化、医療費、特定健康診査・特定保健指導等の状況

国民医療費の状況(平成27年度)

| 総額      | 一人当たり   |
|---------|---------|
| 4,025億円 | 364.6千円 |

・ 宮崎県の一人当たり医療費は、全国で高い方から17番目です。

## 第3章 計画の目標と取組

### ○ 県民の健康の保持の推進に関する目標

| 項目                                                  | 現状                          | 目標 (H35年度)          |       |
|-----------------------------------------------------|-----------------------------|---------------------|-------|
| 特定健康診査の実施率                                          | 44.6% (H27年度)               | 70.0%               |       |
| 特定保健指導の実施率                                          | 24.5% (H27年度)               | 45.0%               |       |
| 平成20年度と比較したメタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率 (特定保健指導対象者の減少率) | 15.12% (H27年度)              | 25.0%               |       |
|                                                     | 【参考】メタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合 | 15.04% (H20 20.06%) |       |
| 喫煙率                                                 | 男性 (H28年)                   | 27.8%               | 20.0% |
|                                                     | 女性 (H28年)                   | 6.6%                | 2.7%  |
| COPD(慢性閉塞性肺疾患)について知っている人の割合                         | 39% (H28年)                  | 80%                 |       |

### ○ 医療の効率的な提供の推進に関する目標

| 項目          | 現状               | 目標 (H35年度) |
|-------------|------------------|------------|
| 後発医薬品の数量シェア | 72.0% (H28年度)    | 80.0%      |
| 医薬品の適正使用    | 重複投薬の是正と多剤投与の適正化 |            |

## 第4章 その他医療費適正化の推進のために必要と認める事項

- 県、保険者等、保険者協議会、医療の担い手等の取組事項
- 医療機関の適正受診
- 県民の医療費適正化に対する意識の向上

## 第5章 計画期間における医療に要する費用の見込み

医療費適正化による効果額 (国からの算定ツールにより推計した数値)

| 項目       | H29年度   | H35年度      | 効果 (①-②) |
|----------|---------|------------|----------|
| 医療費適正化 前 | 4,108億円 | 4,611億円(①) | 46億円     |
| 医療費適正化 後 |         | 4,565億円(②) |          |

## 第6章 計画の進行管理

- 計画のサイクル
- 進捗状況の公表等
- 暫定評価及び次期計画への反映
- 実績の評価